

ザンリーグ会員規約

この会員規約（以下「本規約」といいます。）は、合同会社 ThANM（以下「当社」といいます。）が運営する「ザンリーグ（三人麻雀競技団体）」（以下「当団体」といいます。）に所属する会員（以下「会員」といいます。）との関係で適用され、当団体におけるルール・心得を明確にするものです。当団体では、入会手続きが完了した時点で、本規約を承認したとみなします。

第 1 章 総 則

第 1 条 （当団体の目的・構成）

1. 当団体は、以下の理念を体現することを目的として発足した団体です。
 - 1 配信対局を通じて多くの人に三人麻雀の楽しさを普及する
 - 2 日本各地の麻雀店を盛り上げ、雀荘業界全体を活性化する
 - 3 三人麻雀を人に見せる事で収入を得られるシステムを構築する
2. 会員は、前項に定める当団体の理念に基づき、当団体の主催する活動に参加するものとします。
3. 当団体は、代表機関である会長、会長の補助機関である副会長及び合同 ThANM の従業員により運営されます。

第2条（会員規約の適用）

当団体は、会員との間に本規約を定め、これにより当団体の運営を行います。また、当団体が随時追加・更新する諸規定も、本規約の一部を構成します。

第3条（会員規約の変更）

当団体は、自らが円滑な運営のために必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができます。変更後の会員規約については、当団体のサイト上への掲載、電子メール、書面その他当団体が適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じます。

第4条（用語の定義）

本規約において使われる用語については、次の各項に定義します。

- 1 「会員」とは、当団体会員の総称です。
- 2 「三人麻雀」とは、三人打ちで行う麻雀を意味します。
- 3 「競技麻雀」とは、ギャンブルとしてではなく、知的競技として点数や順位を競

う麻雀を意味します。

4 「リーグ戦」とは、当団体が会期毎に主催する三人打ち競技麻雀の中心的な競技大会であり、会員同士の対戦結果を総合した成績によって順位を決するものを意味します。A1 リーグ以下のリーグに分かれ、成績によって昇級・降級が行われます。

5 「会費」とは、各種会員資格を得る対価として、会員が当社に対して支払う金員を意味します。

6 「書面」とは、当団体が指定した書式による文書、又は任意の書式による文書(電子書面を含みます)を指します。また、当団体公式 LINE からの発信による当団体事務局からの通知、連絡も書面と認められます。

第 2 章 入会申込等

第 5 条 (入会申込)

1. 当団体への入会の申込をする方(以下「入会希望者」といいます。)は、当団体が都度定める入会期間内に、本規約の内容を承諾したうえ、当団体所定の方法により入会の申込みを行うものとします。

2. 当団体は、入会希望者に対して、面接その他の必要な措置を講じ、入会資格を付与することを決定した場合には、合格の通知を行います。
3. 合格の通知を受けた入会希望者は、合格の通知を受領してから、当団体が指定する期日までに入会金の支払を行うものとします。
4. 当団体が、入会希望者からの入会金の払い込みを確認し、当団体のオープンチャットに加入した時点で、入会希望者の当団体への入会手続きは完了するものとします。
5. 当団体は、必要と認めた場合には、特定の入会希望者に対して、第 2 項乃至第 4 項の手続を省略し、又は、前各項に併せて追加的措置を要求することができるものとします。

第 6 条 （入会申込の拒絶等）

当団体は、入会希望者が次の各項に該当する場合、入会を認めない場合があります。

- 1 入会申込書に虚偽の事項を記載した場合
- 2 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合又は過去に本規約に違反した場合
- 3 満 18 歳未満である場合

4 暴力団、暴力団関係企業若しくはこれらに準ずる者又はその構成員であることが

疑われる場合

5 その他、前各項に準ずる場合で、当団体が入会を適当でないと判断した場合

第7条（会期）

当団体は、半年ごとの会期制（前期：1月～6月、後期：7月～12月）を採用します。

第8条（会費・資格・特典等）

会員の会費、資格及び特典は、次の各号の通りです。但し、当団体は、必要と認めた場合には、特定の会員に対して、会費を免除し、又は、特別の資格・特典を付与することがあります。

会費 会期につき 20,000円(2024後期以前の入会者は12,000円)

資格 リーグ戦その他当団体が開催する対局・企画への参加資格

特典 当団体の認定呼称（「ザンリーグ関東 A1 リーグ所属」等）資格の付与等

第9条（会員資格有効期限）

1. 会員資格は各会期限り有効なものとしします。
- 2.

第3章 入会申込記載事項の変更等

第10条（会員の氏名及び名称等の変更）

1. 会員は、その氏名、名称、住所、電話番号等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当団体事務局に通知する必要があります。
2. 前項の規定による変更通知の不在によって、当団体からの会員への通知、連絡、書類等が遅延又は不達になったとしても、当団体はその責を負わないものとしします。

第4章 会員資格の喪失

第11条（会員資格の喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

- 1 期限までに会費が支払われないとき
- 2 成年被後見人又は被保佐人になったとき

3 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

第 5 章 懲戒

第 12 条 (懲戒)

当団体は、以下の各号に掲げるほか、本規約の禁止・制限事項に抵触する会員に対し、事前に通知及び勧告することなく、戒告（注意・警告）、出場停止（1 年間を限度とするリーグ戦等へのおける出場停止）、降級（リーグ戦等における出場リーグの降級）、退会命令（会員の身分を失いますが、会員となる資格は失いません。）、除名（会員の身分を失い、無期限にわたり会員となる資格も失います。）の処分を行うことがあります。

1 期限までに会費が支払われないとき

2 リーグ戦等の開催・運営を妨げたとき（正当な理由なき遅刻、早退、欠席を含みます。）

3 当団体、他の会員又は第三者を誹謗中傷し又は社会的名誉を毀損したとき

4 会員間における喧嘩、口論、暴行、ハラスメントその他当団体の秩序・風紀を乱す行為をしたとき

- 5 内外の諸法令又は公序良俗に反する行為を行ったとき
- 6 当団体、他の会員又は第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権、その他財産、プライバシーを侵害した場合又はそのおそれのある行為をした場合
- 7 入会に際して虚偽の情報を提供したことが判明したとき
- 8 その他、当団体が会員として不適当と判断した場合

第 6 章 禁止行為

第 13 条 （禁止行為等）

当団体は、本規約に定めるものの他、禁止行為又は遵守事項を個別に定めることができるものとし、会員はこれに従うものとします。

第 14 条 （抛出金品の不返還）

一度払い込まれた会費その他の抛出金品は返還しません。

第 7 章 商号及び商標等の利用

第 15 条 （商号及び商標等の利用）

当団体が定めた商号及び商標等を個人的に又はその他の目的で利用する場合は、当団

体の事前の書面による承認を得る必要があります。

第 8 章 出演・知的財産

第 16 条 （出演）

1. 当社は、会員に対して、当団体が企画、制作する映像作品（YouTube その他のインターネットメディアにおける投稿動画・静止画、その他メディアにて放映される動画・静止画等の素材をいいます。以下「本件映像作品」といいます。）への出演及び当該出演にかかる広告物の使用の承諾を求め、乙はこれを承諾します。

2. 会員は、出演した本件映像作品における会員の肖像、音声、氏名・名称、略歴、コメント等を、当団体が媒体の種類・数・使用頻度に制約されずに使用することを承諾します。

3. 会員は、YouTube その他のインターネットメディア等にて投稿・公開された本件映像作品の公開の停止その他の措置を請求することはできません。

4. 会員は、当団体の指示に従い、本件映像作品の作成に必要となる協力（宣材写真の提供、意気込みを表明する動画の撮影等）に応じなければなりません。

第 17 条 （知的財産の帰属）

当団体が創作するすべての著作物（本件映像作品を含みます。）、ノウハウ、アイデア、

発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、当団体に帰属します。

第 18 条 （知的財産の保護）

当団体が作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載し、第三者に譲渡もしくは売却し、又は公表してはいけません。

第 9 章 損害賠償等

第 19 条 （損害賠償）

会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、又はそれに類する行為によって当社ないし当団体が損害を受けた場合、当該会員は、当団体が受けた損害（弁護士費用を含みます。）を当団体に賠償することとします。

第 20 条 （免責）

当団体は、当団体の活動により発生した会員の損害等に対し、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

第 10 章 その他

第 21 条 （プロ団体との関係）

1. 当団体の会員構成は、一般会員とプロ会員の 2 つにより構成されます。。
2. 当団体は、会員に対して、麻雀プロ団体との重複所属を認めます。

第 22 条 （準拠法）

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 23 条 （裁判管轄）

当社及び会員は、当社と会員の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第 1

審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第 24 条 （規定の追加）

本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、順次当団体が定める

ものとします。

付則

この規約は令和 7 年 1 月 10 日より施行する。